

東北地方太平洋沖地震等による被災者への住宅提供について

1 住宅提供事業の概要

京都市は、被災者の方への住宅提供をワンストップサービスで行うため、被災者向け住宅情報センターを京都市住宅供給公社に設置、運営し、市営住宅及び民間から無償で借り上げた住宅を被災者に提供する事業を実施している。

2 市営住宅の提供

被災者に対する市営住宅の空き家の提供（目的外使用許可）を実施中

(1) 入居条件等

- ① 対象者：東北地方太平洋沖地震等の被害により災害救助法が適用された地域（東京都を除く。）において、罹災又は被災された方
- ② 期間：入居日から6箇月以内。ただし、1年以内での更新が可能
- ③ 家賃：免除
- ④ 敷金、保証金：不要
- ⑤ 原則世帯向け、ペット不可

(2) 提供戸数及び入居戸数（5月16日現在）

- ① 提供戸数：100戸（最大200戸まで提供可能としている。）
- ② 入居戸数：69戸

3 民間住宅の提供

市民、自治組織、事業者、寺社、企業等から提供の申出があった住宅について、京都市住宅供給公社が無償で借り上げ、同公社が被災者に貸し出す事業を実施中

(1) 事業の流れ

- ① 市民等からの住宅提供の申出
- ② 不動産事業者ボランティア（94名）による現地調査
- ③ 住宅供給公社が市民等から住宅を無償で借上げ
- ④ 住宅供給公社が被災者に対して住宅を無償で貸付け

(2) 入居条件等

- ① 対象者：東北地方太平洋沖地震等の被害により災害救助法が適用された地域（東京都を除く。）において、罹災又は被災された方（市営住宅の提供と同じ。）
- ② 期間：入居日から6箇月以内
- ③ 家賃等：家賃、敷金、礼金、保証金及び保証人は不要
- ④ その他：単身者向けの住宅やペットの飼育が可能な住宅もあり

(3) 提供戸数、貸出し戸数等（5月16日現在）

- ① 市民からの住宅提供申出戸数：254件、443戸
- ② 被災者への提供戸数：97戸
- ③ 入居戸数：16戸